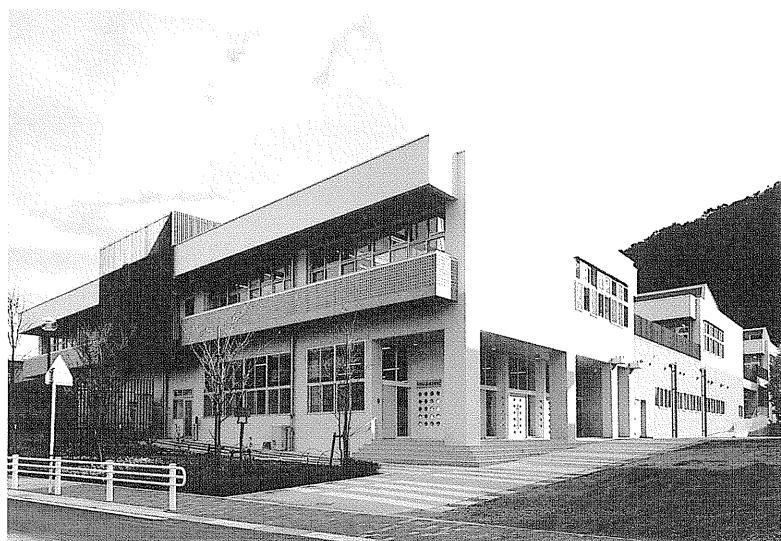
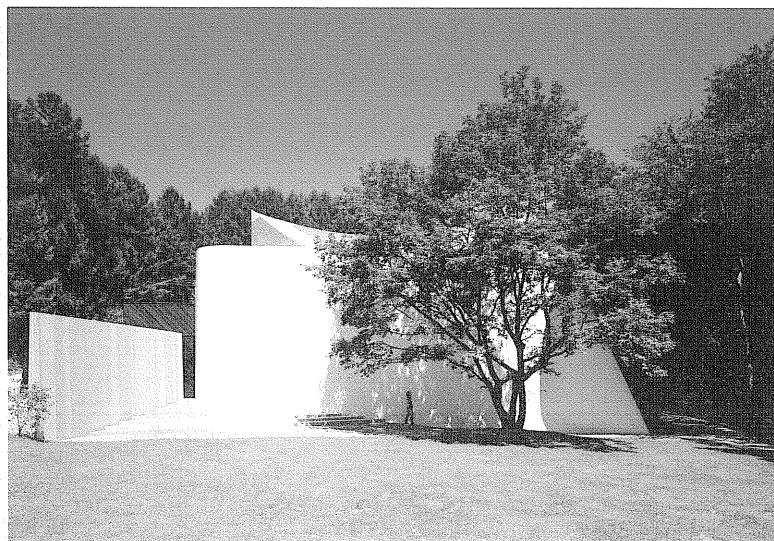
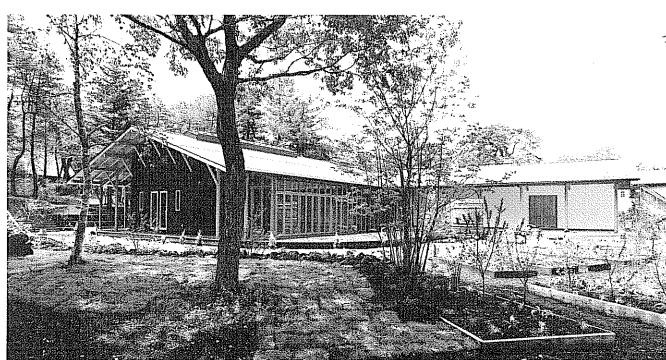


# 建築士 やまなし

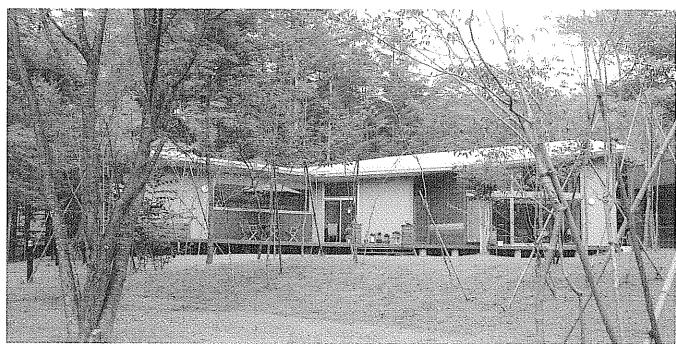
— ARCHITECTURE YAMANASHI —



①



②



⑤



⑥

目次

2. 年頭のご挨拶 (社) 山梨県建築士会会長 土谷 芳英
3. 年頭のごあいさつ 山梨県土木部建築指導課長 望月 等
4. 国土交通大臣表彰 (社) 山梨県建築士会副会長 橋川 俊夫
- (社) 日本建築士会連合会長表彰 北富士支部長 小池 兵雄
5. 第42回建築士会親睦スポーツ大会を終えて 身延支部長 佐野 武夫
6. 新潟県中越沖地震の被災地に向けいて 甲府支部 佐野 秀仁
7. 新潟県中越沖地震被災住宅相談 中巨摩支部 土谷 芳仁
8. 青年部会の活動報告 青年部長 星野 正男 名取 宏典
- 女性部会の活動報告 女性部長 佐藤 節子
9. 平成19年度山梨県建築文化賞等表彰建築物一覧表 山梨県建築文化賞推進協議会
- 新しい建築確認手続きに関する情報提供等について
10. 事務局よりお知らせ 会員の動静 編集後記

平成19年度 山梨県建築文化賞受賞作品

- ① Nakamura Keith Haring Collection (建築文化賞)
- ② 大月市立猿橋小学校校舎 (建築文化賞)
- ③ 山中湖の家 (建築文化奨励賞)
- ④ PICA 山中湖ヴィレッジ管理棟 (建築文化奨励賞)
- ⑤ odetta (建築文化奨励賞)
- ⑥ 長屋門のある土蔵 (建築文化奨励賞)

# 年頭のご挨拶

(社) 山梨県建築士会

会長 土谷芳英



新年おめでとうございます。

昨年は皆様のご協力により当建築士会は大過なく諸事業を実施することができました。

これ偏に県下1400名の会員皆様のご協力の賜物であり、心より御礼申し上げます。

今建築士を取り巻く諸問題は誠に厳しい現状にさらされております。

昨年6月に法改正が行われて以来、審査の厳格化により設計に携わる建築士の皆様は無論のこと施工業者の方々、ひいては消費者の方々も確認申請手続きの停滞により多大な打撃を被ったわけでありますが本年は国もいろいろな打開策を講じておりますのでそれに期待を寄せたいと思います。

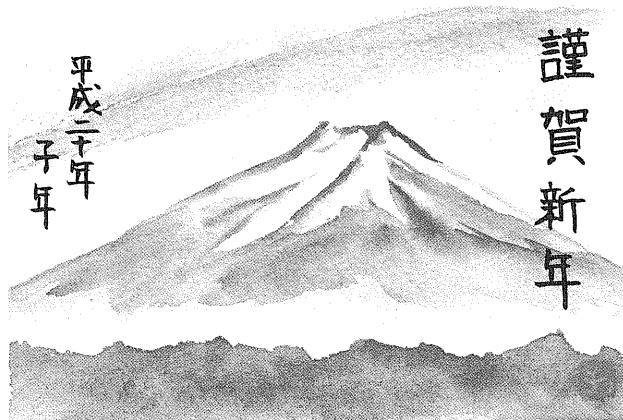
昨今時代の流れは急速に変わり我々建築士に課せられた責務も中身の変化を余儀なくされております。その一例を挙げますと、資源の大量消費の時代から循環型社会へと移行しつつあります。私どもはこれらのこと踏まえて消費者保護の立場を守りつつ日ごろ研鑽を積み重ねてCPD制度や専門分野を明確にする専攻建築士制度になお一層重点を置き、研鑽に努めなければなりません。

また、従来国の手で行われてきた諸事業を民間へ委譲する動きがあります。その一環として以前より一、二級建築士試験を建築技術

普及センターより委託されて本会で行っておりますが加えて近々の時期に一、二級建築士の登録業務も本会で実施できるよう県指導課と折衝することとなります。

事業も年々内容が増大して、事務量も増え繁忙を極めておりますが全員一致協力して頑張っております。

我々を取り巻く環境は決してよくはありませんが、厳しい中にも会員一人ひとりが充実した年になるよう事務局員一体となって会員のサービスに勤める所存ですので関係各位のご協力と、ご叱正を頂きたくお願い申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



# 年頭のごあいさつ

山梨県土木部建築指導課長

望月等



平成20年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

建築士会の皆様には、県が実施する人にやさしいまちづくり相談事業に係る地震相談窓口などの設置や、「建築士のための指定講習」をはじめ建築行政に関する講習会の開催など、日頃から本県の建築行政の推進に格別な御理解、御協力を頂き深く感謝申し上げます。

また、昨年の7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、3年前の新潟県中越地震に引き続き、貴会の御協力のもと、多数の被災建築物応急危険度判定士を柏崎市へ派遣することができました。支援要請のあった7月19日から23日の5日間に渡り、会員の皆様からは延べ62人の判定士を派遣していただき、県や市職員の判定士とともに、1,300件を超える建築物の応急危険度判定を行うなど、充分な支援活動ができましたことに、改めて感謝と敬意を表するものであります。

さて、県では「暮らしやすさ日本一」の県づくりを目指して、多くの諸施策を展開しており、建築行政においてもこれらの施策に取り組んでいるところであります。

昨年7月、県では主要施策の一つとなる「山梨県耐震改修促進計画」を策定しました。この計画は、地震に対して県民の生命や財産を守ることを目的として、建築物の耐震化を促進し、現在80%に充たない住宅や多数の人が利用する建築物の耐震化率を平成27年度末には90%とすることを目標としています。

この計画に即して、県では市町村と連携し、木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する支援の拡充等、耐震化事業の更なる展開を図っております。これにより、住宅の耐震化がより一層促進され、来るべき大地震に備え、地震に強いまちづくりが推進されることを

願う次第であります。

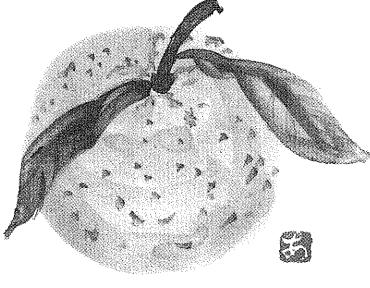
また、3年前の構造計算書偽装事件を受け、改正された建築基準法及び建築士法の一部が、昨年6月20日に施行されました。

建築基準法では、設計図書の適法性や一定規模以上の建築物の構造計算書の判定機関でのチェックなど厳格な審査が義務付けられました。また、建築士法では名義貸しの禁止などの建築士業務の適正化や、違反行為に対し処分を受けた者の公表や罰金の増額など、罰則の大幅な強化が図られました。更に、今年の12月までには、定期講習の受講の義務化など「建築士の資質、能力の向上」、構造設計一級建築士や設備設計一級建築士などの「専門分野別の建築士制度」に係るものなどが施行される予定です。

事前の相談や情報提供の講習会などを通し、大幅に改正された建築基準法や建築士法の適切な執行と円滑な実施に向け、今後も引き続き取り組んで行きたいと考えております。

今後とも、建築士皆様の豊富な知識と経験をもとに、よりよい建物づくり、まちづくりを推進して頂くとともに、建築行政推進のため更なる御支援、御協力をお願ひする次第であります。

結びに、山梨県建築士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を御祈念申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。



## 国土交通大臣表彰



(社)山梨県建築士会  
副会長

樋川俊夫

平成19年7月10日国土交通省において大臣表彰をいただきました。朝から、この時期にしては肌寒い雨模様でした。中央官庁の中でも国土交通省のビルはシンプル且つ無機質な建物です。

事務的な受付を済ませ、建物に入った時はさほど感じなかった緊張感が、表彰室に入って大きく変わりました。既に過半の誰もが晴れ晴れしい顔で胸に大きなリボンを付け、中には表彰台の国旗に向かって写真を撮り合っています。さすがに脳天気の私も事の重大さによりやく気づき始めました。

冬柴国土交通大臣は、テレビ等で拝察した姿よりも小柄の方でした。それでも、十数名の高官を従えて席に着くと、その迫力はなかなかのものでした。受賞者269名の一人一人が名前を呼ばれ、大臣と対の目線を交わした時は、一瞬の緊張を覚えました。

今回の受賞理由である、「多年の建築設計監理業に精励すると共に関係諸団体の役員として業界の発展に寄与した」との内容には、入会以来一度も設計に従事したこと無く、生産管理のみに従事した私には、多少の違和感を感じえませんでしたが、大変な栄誉であることは認識しております。

昭和49年に山梨県建築士会に入会したものの、たいした活動に参画したわけでもありませんが、理事・常任理事(福祉委員長)・副会長(甲府支部長兼務)と次第に大役を仰せ付けられたのは、ただただ先輩諸兄の引き上げと皆様の後押しがあったからであります。

日々の生き方の中で「計らずも」という言葉がありますが、まさしく今回はその通りであります。予期せぬ受賞におののきながらも、今後は更に研鑽に努めてご恩返しさせていただきたいと思います。

今回の受賞に対しご尽力いただいた関係各位の皆様に厚く御礼申し上げます。

## 日本建築士会

### 連合会長表彰を授与されて



北富士支部  
支部長

小池兵雄

第50回、輝かしい節目の建築士会全国大会「北海道大会」において連合会長表彰の栄誉を得る事が出来ました。歴代素晴らしい活躍をされている先輩の方々が授与されている表彰を、知識の浅い私が恐縮致しました。これも土谷会長様を始め事務局皆様方の暖かいお心づかいと深く感謝申し上げます。

今回の全国大会は「北の開拓地で誓う建築士の使命」をテーマに帯広市民文化ホールを中心に9月7日~9日の3日間開催され、8日の本大会日には山梨県を始め全国から大勢の会員、大韓建築士会長等の参加を得て盛大に式典が行われました。

会場の入り口には本物の雪で造られた雪ダルマが出迎えてくれ、式典オープニングアトラクションでは重要無形民族文化財、帯広カムイトウウポポ保存会によるアイヌの踊りが披露され大会を盛り上げてくれました。

北海道建築士会皆様のご苦労がしのばれました。夕食に晴れがましい気分で飲んだビールの美味しかったこと。三日目は鹿追町の神田日勝記念館、池田町ワイン工場見学を致しましたが、ワイン工場展望台から見た十勝平野の雄大さには感激しました。「でっかいぞー北海道」を満喫した三日間でした。

何度か全国大会に参加させて戴いて居りますが、山陰の空港で置き去りにされた事、中央自動車道を大月インターから郡内参加者で歩いた事、大阪のホテルで中越地震のニュースを聞いた事、今回台風の影響で大月に足止めされ、やっとの思いで北海道に降り立った事等今となっては楽しい思い出ばかりです。今後も参加していきたいと思います。

最後になりましたが、表彰を機に一層の努力を致す所存です。会員皆様方の益々のご指導宜しくお願い致します。

支部だより

## 第42回 建築士会親睦スポーツ大会を終えて

身延支部長 佐野武夫

今年の夏は異常な迄の猛暑が永く続き、来る日もくる日も「今日も暑いね」が行き交う人の挨拶言葉にもなっていた。そんな折、今年も恒例の第42回山梨県建築士会親睦スポーツ大会が8月25日(土)身延支部に於いて行われた。

今年一月開校したばかりの県下に誇れる程の素晴らしい下山小中学校の校庭を会場にしてのグランドゴルフ大会。

開会にあたり、地元の依田町長様はじめ県土木部望月建築指導課長様、各支部から多数の参加者には朝早くから、又遠くからお集まり頂き大変ありがとうございました。

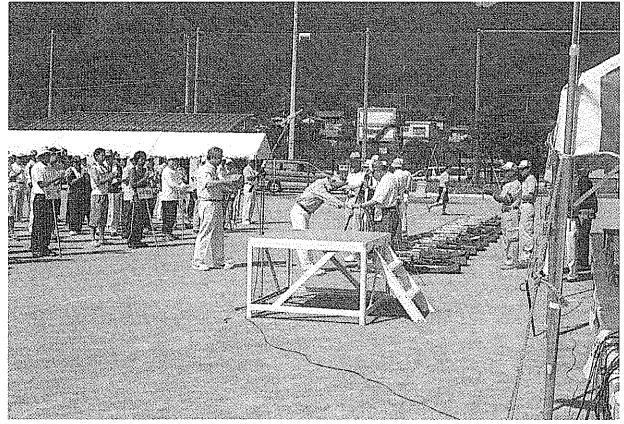
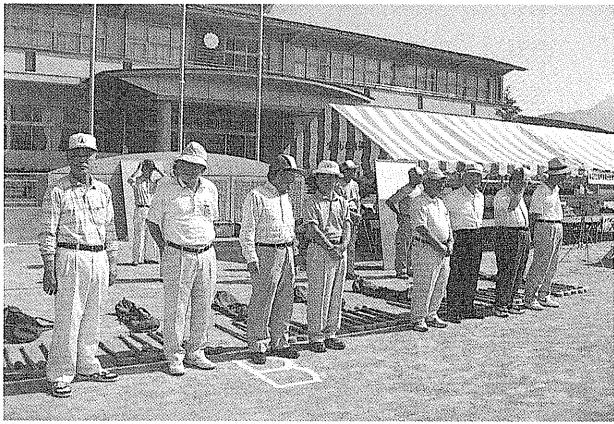
連日の猛暑の中にも午後からは心地良いばかりの川風が吹き渡り快適にさえ思えました。3年ほど前から「近い時期我が支部にも回ってくるな」と日々プレッシャーさえ感じていましたが、やがて開催が近づく

につけ、なんとか大会を成功させねばとの思いが強く、4月から8月の大会前日迄6回の会合を重ねる中で、会場の設定、テント、町長への依頼、用具や役割分担、案内標識、開会式、閉会式、次第、弁当、参加賞などの買出し、採点方法等少ない人数での対応、当日雨になったら、など種々気使いの多い日を過ごしました。

幸いプラカードや案内標識は、昨年韮崎支部の皆様の好意により頂いた物を一部修正して今年も使わせて頂きました。韮崎支部の皆様に感謝しております。

役員の皆様を中心に、女性会員、役場職員の皆様の応援も支部の戦力となって頂き、大会を無事乗り切ることができ、各方面から助成頂いた皆様に感謝いたしております。ありがとうございました。

次回は中巨摩支部での大会予定です。中巨摩支部の皆様にご期待申し上げます。



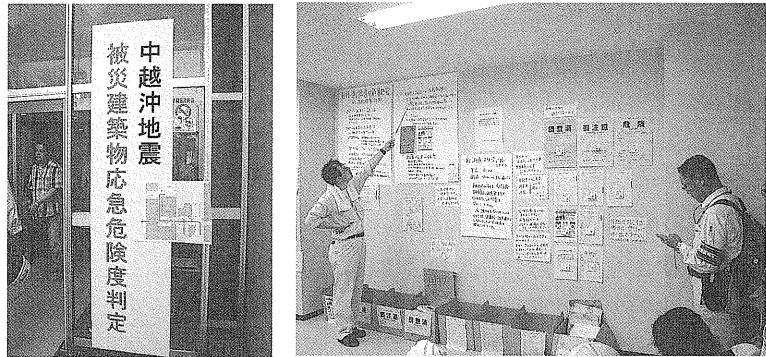
# 新潟県中越沖地震の被災地に出向いて

山梨県建築士会 佐野秀仁

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震。休日であるものの朝からパソコンに向かっていると、いつになく感じる揺れ。その後、被害の拡大状況が報道により伝えられるにつれ、“もしかして”的予感。それが現実となり19日朝からの被災地での被災建物の応急危険度判定業務のため山梨県の判定士の一員として、18日深夜に柏崎市に向け出発。目的地までのドライビング中、3年前の中越地震時の被災状況が次第に脳裏に甦り被災者を案じるとともに、「まさか3年足らずの間に2回も判定業務を」という思いも。ただ前回と異なるのは2回目ということもあり心に多少のゆとりも・・・。

そして予定より多少の遅れがあったものの、柏崎市の対策本部へ。そこで担当者からの簡単なレクチャーの後いざ調査担当地区へ。

今回の主な担当地区は柏崎中心地より刈羽村方向へ日本海と平行に北上する国道沿いの松浪地区と柏崎市街地のリケン工場周辺の松美地区。担当した両地区内の調査対象建物は幸いなことに瓦屋根の一部落下、外壁、基礎の隅角部に多少の破壊はあるものの、大きな被害もなく結果は「要注意」もしくは「調査済」判定で一安心。



しかし、同じ松浪地区の国道より海側街区の倒壊、傾斜による「危険」判定建物の散在状況、「噴水のように砂混じりの水が地面から噴き出し、とにかく怖かった」という居住者の情報、波打つような損壊を受けた道路、歩道、住宅地の状況を目の当たりにし、液状化の恐ろしさを再認識し、また居住者の「住宅は被害を免れたけど家の中は家財が散乱していて、とても未だ生活できる状況ではない」という多くの声から、住居内防災の必要性を建築士という立場から改めて実感。

い経験であったと思います。

そして別の観点からは、中越地震時は初冬でしたが、今回は真夏。いつ起きるか分からない自然災害とはいえ、季節による被災状況の違い、どこからともなく集まる「迷惑ボランティア」車両による道路渋滞のために起きる災害対応の遅延、など等考えさせられることも多々あり、ある面良い経験であったと思います。

最後に被災地内を移動している途中に「災害対応緊急車両」の表示を見て私達に両手を合わせて頭を下げる老夫婦の姿が印象的に今でも心に残っています。災害を被った地域の一日も早い復興をお祈りいたします。



被災地住宅相談業務を通しての所感

## 新潟県中越沖地震被災住宅相談

### 山梨県建築士会員10名の被災住宅相談ボランティア

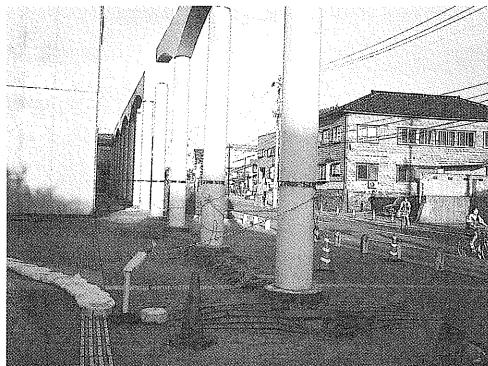
山梨県建築士会 土 谷 芳 仁

平成19年8月9日、山梨県建築士会より10名の建築士が被災地、柏崎市に派遣されました。柏崎市役所に朝7時に集合し、建築士会担当者より概要説明と注意事項のレクチャーを受け、各避難所に設けられた相談会場へ向かいました。

3年前の惨事（中越地震）の折りには、現地の受け入れ体制も混乱しており、いきなり1日分の相談用紙と読めない地図を手渡されて相談者宅を探し回るのに四苦八苦いたしましたが、その教訓が生かされてか、今回は効率的なシステムが機能していました。相談員2人1組で班を組み、その数班でチームを編成して避難所等の相談会場に分散して派遣しておき、そこに来場する相談者からチームリーダーが一手に

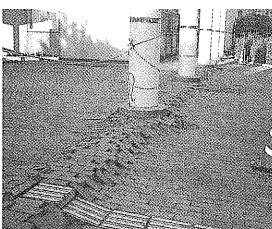


相談受付と相談内容の聞き取りを行って、現地に相談員の派遣が必要か否かを判断し、必要と判断された場合に1班を相談者宅に派遣するという方法でした。現地に派遣された相談員は、相談者が同行するわ



けですから無駄な時間を費やさずに、十分な調査と的確な判断により、相談者が納得するまで詳細なアドバイスがなされました。

相談内容で目立って多かったのは「応急危険度判定結果」と「建物被害状況調査結果（罹災証明）」による混乱でした。共に結果



を建物に貼りだしてあるわけですが、危険度判定の「危険」が赤紙、罹災証明の「被害なし」が赤紙であるため非常に紛らわしく、事前にレクチャーされていた相談員でさえ混乱していました。危険度判定は建築住宅課系列、罹災証明は税務課系列というような、縦割り行政的な発想で処理されていることが、混乱を招く根底にあるように感じられました。

多くの被災された方々が、建替えもしくは建替えに等しいほどの改修を余儀なくされているにも拘らず「専門の方に見てもらって本当によかったです。」と安堵して帰られたことが印象的でした。被災した建物が生活の場である住宅であるとき、それをどうするべきか決断できないでいる方が非常に多いことも今回の活動を通して分かりました。このボランティア活動の大部分は「被災者のこころのケア」であるということも実感しました。

おわりに、ご自身も被災者でありながら、この活動の運営とサポートならびに私どもと一緒に活動された新潟建築士会の方々に感謝申し上げ活動報告とさせていただきます。



## 「折り紙建築ワークショップ」でふれあいを…

青年部長 星野 正男

今年の「住宅フェア」において青年部は「折り紙建築(ペーパークラフト)ワークショップ」を開催しました。初日の天候不良もありましたが二日間で老若男女300名以上の方に参加していただく大盛況なイベントとな

りました。多くの笑顔に囲まれ人と人のふれあいの場を作っていく事の意義と、建築士が一般の方々との距離を近づけていく大切さを感じました。

## 「折り紙建築を終えて」

市川支部 名取 宏典

折り紙建築を通じてたくさんの人とふれあうことができました。参加してくださった皆さんに感謝しております。

私は、建築の仕事に就く以前は、OA機器の部品の製造に関する仕事をしておりましたが、阪神淡路大震災を期に「建築」という分野に興味を持つようになりました。

当時のニュースではガレキと化した建物や高架道路のくの字に曲がった橋脚が映し出され、被害の大きさを物語っていました。亡くなった方や、ケガをされた方の数が報道されるたびになぜこんなに多くの方が犠牲にならなければならぬのだろうと思いました。「地震に強い家」この言葉が頭に浮かぶようになったのは、建物の倒壊が圧倒的な原因であると知ってからのことでした。

本来、人を守るべき建物が人に害を与えてはいけない、もっと丈夫な建物を造らなければという気持ちが私を建築という分野に導いてくれたのです。

では、本当に「地震に強い家」とはなんだろう。窓やドアがなくて四角い頑丈な箱の様なものであれば良いのでしょうか。いいえそうではありません。人が建物の中で生活していく上で窓やドアが必要にならぬは單に出入りのためだけでなく日照、通風、避難、眺望などが必要だからです。そこで、一つの目安として建築基準法の存在があるわけですが、法第1条に「この法律は、建築物の

敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とあります。つまり、最低限この後に出てくることは守りましょうということです。しかし、このことが守られなかったのがあの耐震偽装事件です。この事件以来私たち建築士における環境は劇的に変わってきており、また世間の建築士に対する見方も変わりました。その余韻も残る中、小瀬での折り紙建築体験に多くの方が参加していただいたことはありがたいことです。

以前、テレビのドキュメンタリー番組である橋梁における技術の第一人者が、多くの技術者に対して技術者である前に「人」であれと申しておりました。このことは我々に置き換えると建築士である前に「人」であれと言えることではないでしょうか。実務においても決断に苦慮する場面がありますが、人として何をなすべきかを見極めれば間違った方向へ行ってしまうことはないと思います。

こうしたイベントなどを通じて私たち建築士が多くの方と交流を深めることは今後も大切なこととなるような気がしています。インターネットや電子メールの時代だからこそ人と人のふれあいが必要なのではないのでしょうか。

最後に、あの時上手にできなくて泣いてしまった子、ごめんなさい、次回はちゃんと教えてあげるからね!

## 女性部会見学会「ル・コルビュジエ展 建築とアート、その創造の軌跡」を尋ねて 佐藤 節子

建築に関わる者でコルビュジエを知らない者は少ないが、コルビュジエの建築空間を体験した人は決して多くない。実体験のない私にとって、この企画展は日本にいながらも、それが可能な絶好のチャンスであり、彼の建築のみならず絵画や家具の多才振りを改めて再確認したが、さらに建築の現物のドローイングでは彼の息遣いも感じることができた。

ドミノ理論をCG化し、大量生産部品からなる自由空間を獲得した表現では、当時組石造の構造壁から開放された画期的な空間構成が可能となり、彼の言う近代建築の5原則の技術的マニュフェストとして位置づけていた。

マルセイユのユニテ・ダビタシオンの原寸大模型では、彼の提唱するモデュロールを実感できたが、想像以上に日本人の感覚にあったヒューマンスケールであった。また、フランスの戦後の復興期において立体的に都市機能を配置した「垂直の田園都市」は、当時衝撃的な都市計画として賛同を得たのであろう。

様々な巨大な公共建築、理想の建築環境を追求した彼が晩年妻とともに過ごしたカッパマルタンの休暇小屋は、最小限の8帖ほどの住居だった。原寸の空間を通して、彼の人間性を感じたのは私だけではないだろう。

## 平成19年度 山梨県建築文化賞等表彰建築物一覧表

(山梨県建築文化賞推進協議会)

(敬称略)

賞の名称	部 門	建築物の名称	所 在 地	建 築 物 の 概 要						建 築 主	設 計 者	施 工 者
				用 途	工事種別	構 造	階 数	高さ(m)	延べ面積(m <sup>2</sup> )			
建 築 文 化 賞	一般建築物等	Nakamura Keith Haring Collection (ナカムラ キースヘーリング コレクション)	北杜市 小淵沢町	美術館・温泉施設	新築	R C 造、S 造	地上1階 地下1階	14.73	1,043.86	中村 和男	株式会社 北川原温建築都市 研究所	大成建設株式会社
	公共建築物等	大月市立猿橋小学校校舎 (オオツキシリツ サルハシショウガッ コウコウシャ)	大月市 猿橋町	小学校	新築	R C 造	地上2階	13.02	4,866.46	大月市長 石井由己雄	株式会社 石本建築事務所	清水建設・大月工 務所共同企業体 (清水建設株式会社 関東支店) (株式会社大月工務所)
建築文化奨励賞	住宅建築	中山湖の家 (ヤマナカコノイエ)	南都留郡 中山湖村	一戸建て の住宅	新築	木 造 一部 R C 造	地上2階 地下1階	8.15	91.50	W 氏	有限会社 渡辺康建築研究所	株式会社丸栄建築
	一般建築物等	PICA中山湖 ヴィレッジ管理棟 (ピカ ヤマナカコ ヴィレッジ カントウ)	南都留郡 中山湖村	事務所・ 食堂	新築	木 造	地上1階	6.78	369.72	富士急行株式会社 代表取締役社長 堀内 光一郎	一級建築士事務所 ビオフォルム環境 デザイン室 代表 山田 貴宏	芙蓉建設株式会社
	一般建築物等	odetta (オデッタ)	南都留郡 中山湖村	店舗併用 住宅	新築	鉄骨造	地上2階	6.40	131.74	K. O 氏	株式会社 イズ	国際建設株式会社
	良好なまちなみ み景観を形成 している建築 物等	長屋門のある土蔵 (ナガヤモノアル ドゾウ)	甲州市 勝沼町	倉庫	その他	木 造	地上1階	5.50	116.48	辻 和政	デザインワークス 辻一級建築士事務所 代表 辻 和政	株式会社 三心 株式会社 匠家

### 新しい建築確認手続きに関する情報提供等について

国土交通省では、日本建築行政会議（※）等と協力して、新しい建築確認手続きに関する様々な情報を（財）建築行政情報センターのホームページに掲載し、申請側・審査側双方の実務者等に提供しています。また、同センターでは、実務者等に対する電話相談窓口も開設しています。

（※）日本建築行政会議：特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関を構成員とする団体です。

#### ○インターネットによる情報提供

- ・改正建築基準法に係る質疑・応答（Q&A）
- ・確認審査・検査、構造計算適合性判定に関する運用解説（審査マニュアル）
- ・構造計算概要書の記載事例（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造）
- ・確認申請書の作成事例（戸建て木造住宅）
- ・改正建築基準法「質問箱」・「苦情箱」

（財）建築行政情報センターのホームページ <http://www.icba.or.jp/>

#### ○電話相談室の開設

- ・設計・施工・審査の実務者から電話による質問や相談を受け付けます。

電話番号：03-5206-6135（※土日・祝日を除く）

受付時間：【午前】10：00～12：00 【午後】13：00～18：00